

飲酒取消処分者講習について

1 飲酒取消処分者講習とは

飲酒取消処分者講習とは、取消処分者講習の一つですが、取消処分を受けた理由に飲酒運転関係の違反・事故がある方が受講するものです。
運転免許を再取得する際には必ず受けなければならない講習です。

2 検査の対象者

下記の理由により、運転免許の取消処分を受け、運転免許を再取得する方が対象となります。

- 酒酔い運転
- 酒気帯び運転
- アルコールの影響による危険運転致死傷罪
- 飲酒運転の違反によらない取消処分後に無免許での飲酒運転
- 飲酒に係る違反行為により免許証取消の基準に達していたにもかかわらず、免許を失効させて取消処分を免れた者

3 講習を行っている場所

飲酒取消処分者講習は、次の場所で実施しています。

講習実施機関	所在地	電話番号
大分県運転免許センター	大分市大字松岡6687番地	097-528-3000
大分県自動車学校	大分市賀来北1丁目11番6号	097-549-1115
大分自動車学校	大分市大字津守564番地の4	097-569-4003
大分東自動車学校	大分市大字皆春531番地の1	097-521-0033
宇佐自動車学校	宇佐市大字長洲2400番地	0978-38-2111
中津自動車学校	中津市大字大新田368番地の2	0979-22-3531
日田自動車学校	日田市桃山町2441番地	0973-22-6236
佐伯自動車学校	佐伯市新女島6785番地	0972-22-2581

4 講習の申し込み方法

飲酒取消処分者講習を受講するには、予約が必要です。

- 予約の受付日時
 - ・ 受付日 月～金曜日(土日祝日、年末年始を除く。)
 - ・ 受付時間 午前8時30分～午後4時
- 申込先
 - ・ 大分県警察本部運転免許課(大分県運転免許センター)
予約先電話 097-528-3000
- 申込み方法
直接運転免許課に来庁するか、電話により申込みを行ってください。
なお、予約手続きができるのは、本人に限ります。
- 受講日の変更等
病気や事故等のやむを得ない事情で、受講日の変更や受講を取り消す場合は、事前に上記申込先に必ず連絡して下さい。

5 受験相談

飲酒取消処分者講習を申し込むときは、必ず事前に受験相談をしてください。
受験相談は、免許の受験資格の確認、及び取消処分者講習受講の可否を判断します。
受験相談は、最寄りの警察署、又は運転免許センターで受け付けています。

<受験相談の要領>

- 受理時間 警察署 平日の9時30分～16時
運転免許センター 平日の8時30分～16時
- 留意事項 必ず、本人が出向いて行うこと。(代理人、電話受付は不可)
身分を証明するもの(マイナンバーカード等)を持参すること。

6 カリキュラム

飲酒取消処分者講習は、第1日目の講習後、約30日間、飲酒生活日記の記録を経て第2日目の講習が実施されます。

受付時間は8時30分から8時50分です。(日田・中津は、受付時間8時50分から9時です。)

講習開始前に呼気検査を実施します。

区分	講習内容	講習時間
第1日目	○ 運転適性検査 ○ 検査結果に基づくカウンセリング ○ 実車講習 ○ アルコール依存度のテスト など	7時間
	約30日間の飲酒生活日記の記録	
第2日目	○ 危険予知運転の解説とビデオ講習 ○ 実車講習 ○ 飲酒生活日記の確認と飲酒行動の改善指導 など	6時間

7 手数料

31,200円 (初日にまとめて支払います)

8 必要なもの

- 筆記用具(黒色、赤色ボールペン、鉛筆、消しゴムなど)
- 証明写真3枚(3cm×2.4cm)
- 本籍記載の住民票
- 車の運転ができる服装(スリッパ、ハイヒールなどは不適)
- 二輪又は原付講習の方(手袋、長袖、長ズボン、ヘルメット、雨天時は雨具)

9 聴覚に障がいのある方へ

聴覚に障がいがあり、講習内容を聞き取りにくい方は、事前に担当係にお問い合わせください。

10 注意事項

- 酒気を帯びている方は、講習を受けることができません。
- 講習終了証明書は、運転免許を取得する際に必要となりますので、大切に保管してください。
- 講習終了証明書の有効期間は1年です。
- 取消処分者講習を終了された方は、原付免許取得時の原付講習が免除されます。
- 講習を途中で取りやめても手数料は返還されません。
- 講習に関するお問い合わせは、下記担当係に電話してください。

問い合わせ先

大分県警察本部運転免許課 (大分県運転免許センター) 講習係

<住所> 大分市大字松岡6687番地

<電話> 097-528-3000

<問い合わせ時間> 午前8時30分～午後5時 (土日祝日、年末年始を除く)